

## 令和4年度広島県国民健康保険運営協議会（書面会議）

### 1 協議事項

(1) 令和5年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率に係る算定結果について

(2) 令和5年度広島県国民健康保険事業費特別会計当初予算（案）について

### 2 報告事項

次期広島県国民健康保険運営方針の策定について（案）

#### 【資料】

資料1	令和5年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について
別紙①	令和5年度 一人当たり保険料収納必要額の算定結果
別紙②	令和5年度標準保険料率算定結果一覧
別紙③	令和5年度国保事業費納付金一覧
資料2	令和5年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算（案）について
資料3	次期広島県国民健康保険運営方針の策定について（案）
別紙	次期国民健康保険運営方針の策定に向けた検討事項について（案） 《収納率の市町間の均一化及び保険料の完全統一に係る検証》
参考別紙1	収納率の経年比較（準統一決定時の参考収納率と最新の収納率実績）
参考別紙2	収納率の全国水準等との比較
参考別紙3	完全な統一保険料率への移行に伴う各市町の保険料影響額試算
参考資料1-1	広島県国民健康保険運営協議会における審議事項
参考資料1-2	広島県国民健康保険運営協議会条例
参考資料1-3	広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め

## 広島県国民健康保険運営協議会 委員名簿

(任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日)

(区分毎に五十音順，敬称略)

番号	区分	氏名	公職名等
1	被保険者代表	いのうえ さちこ 井 上 佐智子	(広島県地域女性団体連絡協議会 推薦)
2		きしな みちたか 岸 菜 通 孝	(広島県年金協会 推薦)
3		たわら なおこ 俵 尚 子	(広島県民生委員児童委員協議会 推薦)
4		みやまえ みほこ 宮 前 美方子	(広島県商工会連合会 推薦)
5	保険医又は 保険薬剤師代表	あおの たくろう 青 野 拓 郎	公益社団法人広島県薬剤師会 副会長
6		いわさき やすまさ 岩 崎 泰 政	一般社団法人広島県医師会 副会長
8		おちくぼ ひろゆき 落久保 裕 之	一般社団法人広島県医師会 常任理事
7		かわもと ひろや 川 本 博 也	一般社団法人広島県歯科医師会 常務理事
9	公益代表	いとう としやす 伊 藤 敏 安	広島修道大学 国際コミュニティ学部教授
10		おおの まさき 大 野 正 喜	広島県生活協同組合連合会 常務理事
11		こいけ ひでき 小 池 英 樹	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
12		よこて ひろやす 横 手 裕 康	広島県社会保険労務士会 会長
13	被用者保険等 保険者代表	かんだ かずゆき 神 田 和 幸	全国健康保険協会広島支部 支部長
14		にい のりひろ 新 井 法 博	健康保険組合連合会広島連合会 常任理事

# 令和 5 年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について

## 1 要旨・目的

国保事業費納付金（市町から県へ納付するもの）及び市町村標準保険料率（県が市町へ示す保険料率）について、算定標準システムによる推計値や国から示された確定係数（公費等）に一定の補正を加え、算定フレームを設定し、令和 5 年度の算定を行った。

## 2 現状・背景

国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、平成 30 年度からの県単位化により、県は財政運営の責任主体となった。それまで各市町が個別に行っていた保険給付の収支について、各市町が徴収した保険料を事業費納付金の形で県が集めて保険給付を賄う、県内全市町で相互に支え合う仕組みとなり、県は保険料設定の参考となる市町村標準保険料率及び事業費納付金について、各市町へ示すこととなった。

## 3 概要

### (1) 対象者

国民健康保険被保険者及び保険者

### (2) 事業内容（算定結果）※詳細別紙

#### ア 令和 5 年度一人あたり保険料収納必要額 ※詳細別紙-①

一人あたり保険料収納必要額の合計は、対前年度比で 10,739 円（8.5%）の増加となった。

#### ○ 各区分の増加理由

- ・ 医療分：令和 4 年度保険給付費実績を踏まえた診療費（歳出）の増加及び前期高齢者被保険者の減少による前期高齢者交付金（歳入）の減少等
- ・ 後期分：後期高齢者支援金算定単価の増加
- ・ 介護分：介護納付金算定単価の増加

○ 各市町一人あたり保険料収納必要額の差…令和 6 年度の保険料水準の準統一を目指し、激変緩和措置期間中（H30～R5）に国費等を用い、徐々に差を縮小させている。

- ・ 平成 28 年度 最大 134,920 円【安芸高田市】 最小 97,485 円【神石高原町】 差 37,435 円
- ・ 令和 5 年度 最大 146,223 円【府中町】 最小 127,870 円【竹原市】 差 18,353 円

#### 【一人あたり保険料収納必要額】

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	対前年度比 (R4-R3)	令和 5 年度	対前年度比 (R5-R4)
医 療 分	71,594 円 (59.0%)	73,706 円 (58.1%)	+2,112 円 (+3.0%)	80,546 円 (58.5%)	+6,840 円 (+9.3%)
後 期 分 (後期高齢者支援金)	26,064 円 (21.5%)	26,596 円 (20.9%)	+532 円 (+2.0%)	30,029 円 (21.8%)	+3,433 円 (+12.9%)
介 護 分 (介護納付金)	23,726 円 (19.5%)	26,664 円 (21.0%)	+2,938 円 (+12.4%)	27,130 円 (19.7%)	+466 円 (+1.7%)
合 計	<u>121,384 円</u> (100%)	<u>126,966 円</u> (100%)	<u>+5,582 円</u> (+4.6%)	<u>137,705 円</u> (100%)	<u>+10,739 円</u> (+8.5%)

#### イ 令和 5 年度の県が示す各市町の市町村標準保険料率及び国保事業費納付金 ※詳細別紙-②, ③

県が示す市町村標準保険料率に比べ、市町が実際に設定する保険料率は、応能（所得割率）が高く、応益（均等割額、平等割額）が低い傾向があるため、資産割の廃止も含め、各市町は激変緩和措置期間中（H30～R5）に激変緩和調整を計画的に行うこととしている。

### (3) スケジュール

—

### (4) 予算額（一部国庫）

229,859,983 千円

## 1 国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について

## (1) 令和5年度の一人当たり保険料収納必要額（一般分）※詳細別紙-①

## ア 医療分の主な増減要因

- 令和4年度の保険給付費の状況及び新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、一人当たり診療費を前年度比7,130円増額した。
- 保険料水準の上昇に伴う被保険者への影響を考慮し、県国保特別会計決算剰余金から10億円充当し、一人当たり保険料収納必要額を2,094円引き下げている。

	診療費総額	一人当たり診療費	一人当たり保険者負担額
令和4年度	約2,126億円	426,541円	365,046円
令和5年度	約2,092億円	433,671円	371,231円
対前年度差額	▲34億円	+7,130円	+6,185円

		項目	一人当たり増減	
歳出	増	保険給付費（一般分）	+6,185円	
		特定健康診査費用等	+443円	
	減	出産育児諸費等	▲64円	
小計 A			+6,564円	
公費等歳入	増	療養給付費負担金（地方単独事業の減額調整後）	+2,759円	
		過年度調整（剰余金充当）	+2,094円	
		都道府県繰入金（市町村向け除く）等	+1,054円	
	減		前期高齢者交付金	▲2,601円
			国・普通調整交付金	▲1,019円
			前々年度納付金年度間調整	▲736円
			高額医療費負担金	▲486円
	過年度調整（前期精算・納付金年度間調整分）等	▲1,341円		
小計 B			▲276円	
歳出と公費等歳入との差【保険料（税）負担分】 A-B			+6,840円	

## イ 後期分の主な増減要因

- 後期高齢者支援金（推計対象年度概算額）は「被保険者一人当たり負担見込額（国において算定）×被保険者数」により算定される。
- 令和5年度算定では、国から通知された被保険者一人当たり負担見込額が令和4年度算定と比較して4,336円増加したことから、一人当たり保険料収納必要額が3,433円増加した。

《一人当たり後期分に係る財源内訳》

		項目	一人当たり増減
歳出	増	後期高齢者支援金等	+7,237円
	減	病床転換支援金等	▲2円
小計 A			+7,235円
公費等歳入	増	後期高齢者支援金国庫負担金	+2,315円
		国・普通調整交付金	+920円
		都道府県繰入金（市町村向け除く）等	+726円
	減	激変緩和措置	▲114円
		過年度の保険料収納見込み	▲45円
小計 B			+3,802円
歳出と公費等歳入との差【保険料（税）負担分】 A-B			+3,433円

## ウ 介護分の主な増減要因

- 介護納付金（推計対象年度概算額）は、「被保険者一人当たり負担見込額（国において算定）×被保険者数」により算定される。
- 令和5年度算定では、減算項目である前々年度精算額の増加により介護納付金は減少したが、歳出の減少幅以上に国から交付する公費等歳入が減少したことなどから、一人当たり保険料収納必要額が466円増加した。
- 保険料水準の上昇に伴う被保険者への影響を考慮し、令和4年度算定に引き続き保険者努力支援交付金から8億円充当し、一人当たり保険料収納必要額を5,461円引き下げた。

《一人当たり介護分に係る財源内訳》

項 目			一人当たり増減
歳出	増	介護納付金（一般分・退職分）	▲ 572 円
小 計 A			▲ 572 円
公費等歳入	増	国・普通調整交付金	+ 1,347 円
		保険者努力支援制度 等	+ 188 円
	減	過年度調整（剰余金充当）	▲ 2,018 円
		介護納付金国庫負担金 等	▲ 555 円
小 計 B			▲ 1,038 円
歳出と公費等歳入との差【保険料（税）負担分】 A-B			+ 466 円

### (2) 県が示す標準保険料率 ※詳細別紙-②

各市町は、激変緩和措置期間中（令和5年度まで）においては、県が示す市町村標準保険料率を参考に、市町毎の算定方式や予定収納率に基づき、保険料収納必要額を確保できるよう保険料（税）率を定め、賦課・徴収し、県に事業費納付金として納める必要がある。

激変緩和措置期間終了後は、「準統一の保険料率」が「市町村標準保険料率」に位置付けられる。

市町村標準保険料率…各市町に按分された保険料収納必要額を確保するために、市町毎の標準的な収納率を用いて、算定方式を統一して算出した保険料（税）率

### (3) 令和5年度の国保事業費納付金【全県】※詳細別紙-③

市町ごとの国保事業費納付金を算定し、県の当初予算成立後、各市町にその総額を通知する。

国保事業費納付金…各市町に按分された保険料収納必要額に、市町向け交付金（公費）や一般会計からの繰入金等を市町毎に加減算したもので、市町が支払う保険給付費等の財源として、県が市町から徴収する。

## 2 県全体の保険料収納必要総額を抑制するための活用財源

### (1) 県国保特別会計決算剰余金の活用

県国保特別会計決算剰余金（国等への公費償還分を除く。）については、前期高齢者交付金の前々年度精算分及び事業費納付金の年度間調整分が保険料に影響しないよう充当するとともに、保険料水準の上昇に伴う被保険者への影響を考慮し、保険料収納必要総額の引下げ財源として活用する。

償還金等を除いた 実質剰余金額	①前期交付金精算・ 納付金年度間調整分	②被保険者への影響を考慮 した保険料引下げ分	充当後の 剰余金残額
58.4 億円	11.7 億円	10.0 億円	36.7 億円

### (2) 激変緩和財源の活用

一人当たり保険料が急激な負担増とならないよう、国からの公費等を活用した。

制度改革に伴う 暫定措置（国）	制度改革に伴う 追加激変緩和措置（国）	特例基金の 取崩（県）	計
1.01 億円	0.40 億円	0.17 億円	1.58 億円

### (3) 保険者努力支援制度（都道府県分）の活用

確定係数の約12億円のうち8億円を、決算剰余金と同様に保険料収納必要総額の引下げ財源に活用した。

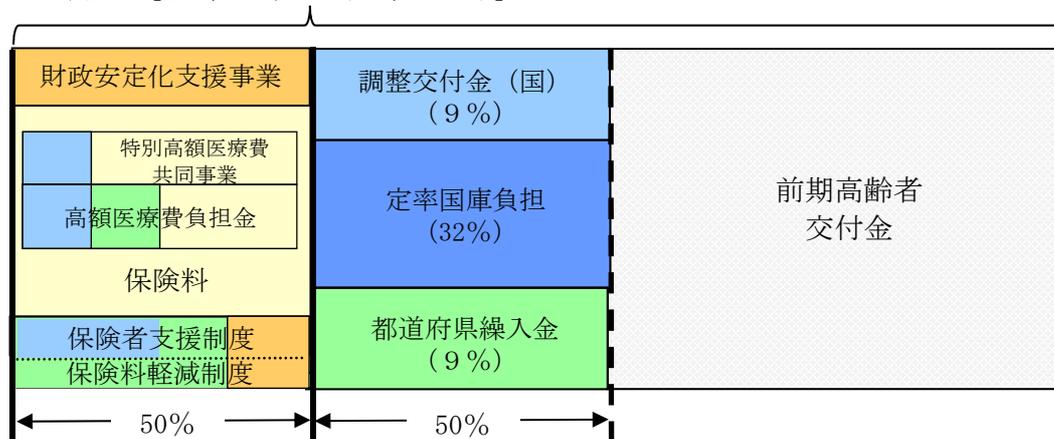
### 3 算定フレーム

項目		令和4年度	令和5年度	備考
(1)被保険者数	一般	492,854人	477,516人	対前年度比(▲3.11%)
	介護2号	148,696人	146,487人	対前年度比(▲1.49%)
(2)所得係数β	医療分	0.938	0.929	全国に比べ、本県は所得水準が低い
	後期分	0.941	0.934	
	介護分	0.884	0.881	
(3)追加公費		約1,860億円	約1,860億円	全国ベースの額
(4)係数補正 ア 診療費の補正		①診療報酬改定率(▲0.94%) ②診療費を増額補正(2.96%)	①診療報酬改定率(無し)	R5算定では、診療費の補正は行わない。
・一人当たり 診療費	補正前	418,209円	433,671円	対前年度比(+7,130円) (+1.67%)
	補正後	426,541円	—	
	差	+8,332円	—	
イ 公費の補正				
・高額医療費負担金		—	—	
・特別調整交付金(市町村分)		補正額無し	補正額無し	原爆医療費分は実績0のため補正なし
・保険者努力支援制度(都道府県分)		補正額▲2.5億円	補正額▲4.0億円	公費減額等の補填に係る調整財源への対応
(5)激変緩和措置				
・暫定措置(国)		2.01億円	1.01億円	一定割合に上昇率を抑制するための財源
・追加激変緩和措置(国)		0.81億円	0.40億円	
・特例基金取崩(県)		0.21億円	0.17億円	
・一定割合(対28年度比)		21.10%	34.96%	統一保険料水準との差が最大となる市町が、解消に必要な年平均伸び率

### 4 国保財政の概要

診療費総額(一人当たり診療費)※再掲

- ・令和4年度 【約2,126億円(426,541円)】
- ・令和5年度 【約2,092億円(433,671円)】



# 令和5年度 一人当たり保険料収納必要額の算定結果

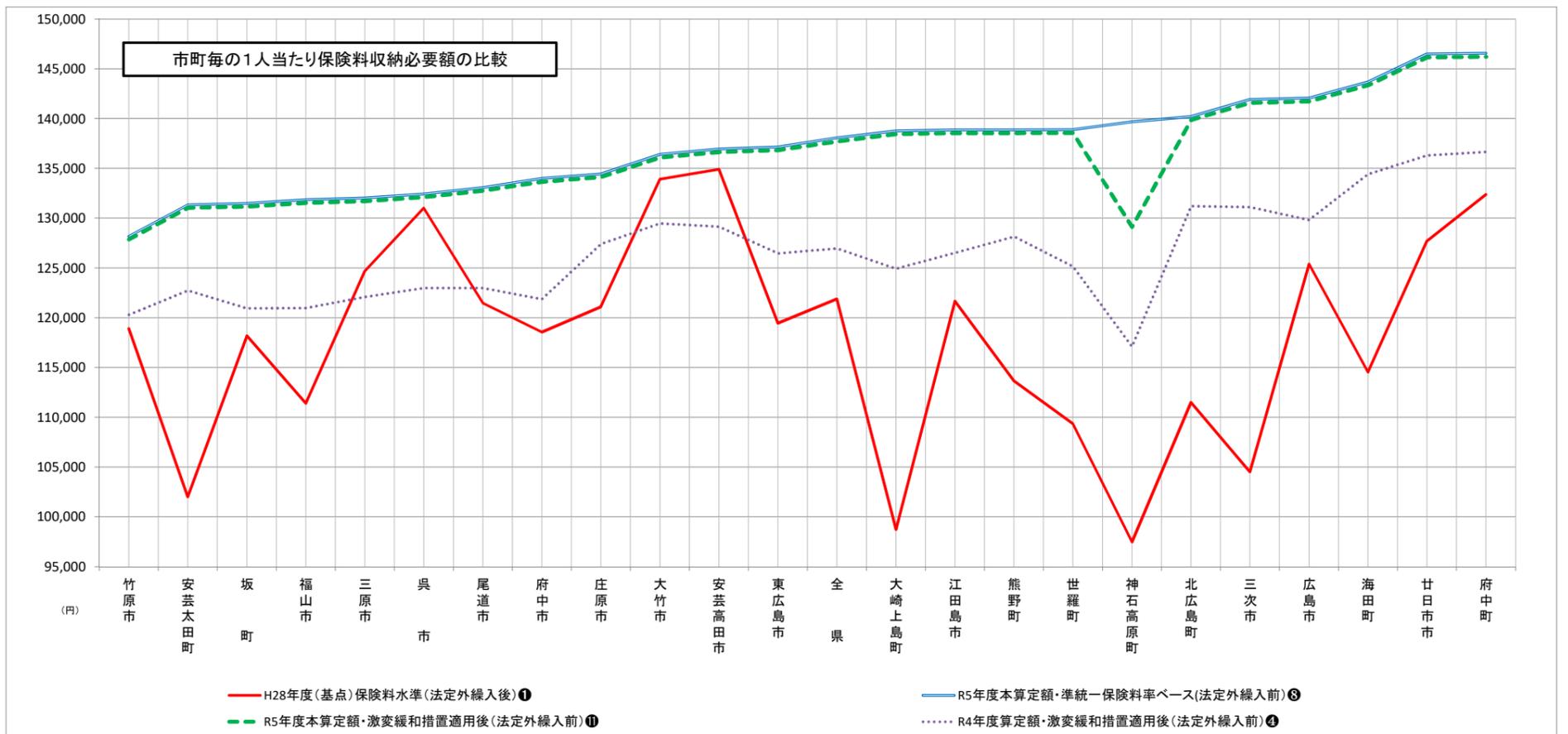
## 資料1 別紙-①

### <算定条件等>

- 令和5年度推計【準統一保険料率ベース】は、準統一の保険料率とするために、市町毎の医療費水準は反映せず（医療費指数反映係数 $\alpha = 0$ ）、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分（シェア）を行っている。
- 所得係数 $\beta$ は、国が示した係数（医療分 $\approx 0.9290$ 、支援金分 $\approx 0.9335$ 、介護分 $\approx 0.8812$ ）を用いている。  
 応能比率：応益比率=医療分48.2：51.8、支援金分48.3：51.7、介護分46.8：53.2
- 追加公費については、1,860億円（全国ベース）のうち、国が本県分として示した係数を算入している。
- 県全体の保険給付額と納付金（保険料収納必要総額）の収支不足が生じることのないよう、国が示す確定係数を補正し、一人当たり843円の減額補正を行う。
- 令和5年度推計【激変緩和措置適用後】は、激変緩和措置（暫定措置 [1.01億円] + 追加激変緩和額 [0.40億円] + 特例基金取崩 [0.17億円]、一定割合=34.96%）を適用する。
- 過年度（滞納繰越分）の保険料収納見込額は、激変緩和措置期間及び準統一の保険料率の間は県全体の公費扱い（特定財源）とせず、各市町の個別財源とする。
- 「一人当たり保険料収納必要額」とは、当該市町が本来集めるべき保険料総額の1人分をいう。

市 町	激変緩和措置(基点)				算定結果【一人当たり】														
	(平成28年度)				(令和4年度)				(令和5年度推計)										
									被保険者数(推計値)			【準統一保険料率ベース】				【激変緩和措置適用後】			
	保険料収納必要額(法定外繰入後) ※1	法定外繰入金等の額 ※2	保険料収納必要額(法定外繰入前) ※3	保険料収納必要額(法定外繰入前) ※4	③に対する増減率	④に対する増減率	⑤に対する増減率	⑥に対する増減率	国保事業費納付金 ※4	一 般 ※1	介護2号 ※1	保険料収納必要額(法定外繰入前) ※2	⑧に対する増減率	⑨に対する増減率	保険料収納必要額(法定外繰入前) ※2.3	⑩に対する増減率	⑪に対する増減率	国保事業費納付金 ※4	
広島市	125,389	2,857	128,246	129,820	1.23	0.24	3.53	0.08	133,282	192,533	61,428	142,065	10.78	13.30	141,733	9.18	13.03	143,219	
呉市	130,996	0	130,996	123,002	▲6.10	▲1.25	▲6.10	▲0.14	135,622	35,213	10,796	132,430	1.10	1.10	132,120	7.41	0.86	144,848	
竹原市	118,899	0	118,899	120,304	1.18	0.24	1.18	0.03	138,127	4,770	1,414	128,169	7.80	7.80	127,870	6.29	7.55	144,882	
三原市	124,670	0	124,670	122,097	▲2.06	▲0.42	▲2.06	▲0.05	136,021	17,203	4,900	132,019	5.89	5.89	131,709	7.87	5.65	141,741	
尾道市	121,460	0	121,460	122,996	1.26	0.25	1.26	0.03	130,847	26,303	8,164	133,065	9.55	9.55	132,756	7.94	9.30	138,888	
福山市	111,400	547	111,947	120,983	8.07	1.56	8.60	0.18	129,348	81,803	25,562	131,860	17.79	18.37	131,550	8.73	18.09	138,654	
府中市	118,564	0	118,564	121,872	2.79	0.55	2.79	0.06	133,954	6,793	2,052	133,976	13.00	13.00	133,663	9.67	12.74	143,545	
三次市	104,508	13,338	117,846	131,110	11.26	2.16	25.45	0.51	132,029	9,229	2,650	141,920	20.43	35.80	141,590	7.99	35.48	151,076	
庄原市	121,081	0	121,081	127,424	5.24	1.03	5.24	0.11	133,853	6,409	1,682	134,445	11.04	11.04	134,132	5.26	10.78	141,314	
大竹市	133,921	0	133,921	129,477	▲3.32	▲0.67	▲3.32	▲0.07	135,068	5,208	1,488	136,397	1.85	1.85	136,077	5.10	1.61	142,124	
府中町	132,372	8,088	140,459	136,661	▲2.70	▲0.55	3.24	0.07	137,085	8,055	2,621	146,564	4.35	10.72	146,223	7.00	10.46	144,770	
海田町	114,534	0	114,534	134,435	17.38	3.26	17.38	0.36	130,884	4,394	1,282	143,679	25.45	25.45	143,344	6.63	25.15	142,089	
熊野町	113,649	0	113,649	128,171	12.78	2.43	12.78	0.27	125,476	4,028	1,152	138,869	22.19	22.19	138,546	8.09	21.91	136,190	
坂 町	118,173	0	118,173	120,951	2.35	0.47	2.35	0.05	137,338	2,270	660	131,480	11.26	11.26	131,174	8.45	11.00	147,246	
江田島市	121,671	0	121,671	126,509	3.98	0.78	3.98	0.09	142,804	5,102	1,524	138,863	14.13	14.13	138,538	9.51	13.86	152,746	
廿日市市	127,706	0	127,706	136,300	6.73	1.31	6.73	0.14	135,389	21,368	6,198	146,487	14.71	14.71	146,145	7.22	14.44	143,485	
安芸太田町	101,989	0	101,989	122,747	20.35	3.77	20.35	0.41	133,229	1,271	351	131,339	28.78	28.78	131,033	6.75	28.48	141,818	
北広島町	111,498	0	111,498	131,205	17.68	3.31	17.68	0.36	131,037	3,476	976	140,201	25.74	25.74	139,874	6.61	25.45	140,428	
安芸高田市	134,920	0	134,920	129,155	▲4.27	▲0.87	▲4.27	▲0.10	134,804	5,171	1,376	136,953	1.51	1.51	136,634	5.79	1.27	139,833	
東広島市	119,436	0	119,436	126,465	5.88	1.15	5.88	0.13	133,910	30,586	8,462	137,154	14.83	14.83	136,834	8.20	14.57	141,269	
大崎上島町	98,715	18,905	117,619	124,938	6.22	1.21	26.56	0.52	130,890	1,399	413	138,762	17.98	40.57	138,438	10.81	40.24	144,927	
世羅町	109,353	0	109,353	125,146	14.44	2.73	14.44	0.30	134,687	3,136	844	138,896	27.02	27.02	138,572	10.73	26.72	140,960	
神石高原町	97,485	0	97,485	117,106	20.13	3.74	20.13	0.41	114,962	1,796	492	139,692	43.30	43.30	129,125	10.26	32.46	127,309	
全 県	121,889	1,707	123,596	126,966	2.73	0.54	4.17	0.09	132,972	477,516	146,487	138,065	11.71	13.27	137,705	8.46	12.98	142,235	

- 《注記》
- ※1：国保事業費納付金額算定の基となった、令和5年度被保険者数（推計値）
  - ※2：国保事業費納付金等算定標準システムの算定結果
  - ※3：③を基点として丈比べを行い、公費を用いた激変緩和措置により、準統一の保険料水準を達成するために必要な年平均伸び率（一定割合）を超える部分の上昇を抑制することによって、制度変更による影響を緩和する。
  - ※4：国保事業費納付金には、シェアされた保険料収納必要額以外に、地方単独事業の減額調整分や財政安定化支援事業、保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金が個別加算されている。



令和5年度標準保険料率算定結果一覧

資料1 別紙②

※各市町は、激変緩和措置期間中(令和5年度まで)においては、県が示す「市町村標準保険料率」を参考とするものの、「準統一の保険料率」を見据えながら、資産割の廃止に伴う所得割の引上げや応能応益比率の割合調整を行いつつ、毎年度の保険料率を算定するため、「市町村標準保険料率」と市町が実際に定める保険料率とは異なる。

都道府県名	①都道府県標準保険料率		
	内訳	所得割率(%)	均等割額(円)
広島県	医療分	7.27	44,497
	後期高齢者支援金分	2.79	16,550
	介護納付金分	2.10	15,375

区分	法定の標準保険料率		任意の標準保険料率	
	①都道府県標準保険料率	②市町村標準保険料率	③市町村の算定基準に基づく標準保険料率	④準統一の保険料率
	全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県間の比較を行うもの	県内統一の保険料算定ルールにより、市町村間の比較を行うもの	市町村が設定した算定ルールにより、算定した保険料水準を示すもの	県内統一の保険料率に市町村ごとの標準的な収納率を反映したもの
激変緩和	あり	あり	あり	なし
方式	2方式	3方式	3方式又は4方式(市町毎に設定)	3方式
収納率	標準的な収納率＝直近3か年平均の実収率			
法定外繰入	算入していない			

市町名	内訳	②市町村標準保険料率				③市町村の算定基準に基づく標準保険料率				④準統一の保険料率				【参考】令和4年度 現行保険料率			
		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円
広島市	医療分	7.31	-	31,324	20,227	6.94	-	26,784	26,684	7.33	-	31,386	20,267	6.24	-	23,493	23,180
	後期高齢者支援金分	2.80	-	11,627	7,508	2.65	-	9,933	9,896	2.81	-	11,675	7,539	2.40	-	8,744	8,628
	介護納付金分	2.11	-	10,853	5,317	2.02	-	9,023	6,843	2.12	-	10,869	5,325	1.77	-	7,765	5,885
呉市	医療分	7.20	-	30,854	19,923	7.29	-	29,117	20,080	7.22	-	30,915	19,963	7.10	-	26,640	19,680
	後期高齢者支援金分	2.75	-	11,433	7,383	2.76	-	10,843	7,477	2.76	-	11,480	7,413	2.60	-	9,840	6,960
	介護納付金分	2.07	-	10,632	5,209	2.32	-	9,549	5,073	2.07	-	10,647	5,217	2.30	-	9,840	5,400
竹原市	医療分	7.21	-	30,888	19,945	6.83	-	30,484	20,475	7.22	-	30,950	19,985	6.58	-	27,200	18,100
	後期高齢者支援金分	2.76	-	11,467	7,404	2.55	-	11,648	7,496	2.77	-	11,513	7,435	2.43	-	10,200	6,500
	介護納付金分	2.11	-	10,850	5,316	2.11	-	11,026	5,278	2.12	-	10,866	5,324	2.10	-	10,700	5,200
三原市	医療分	7.17	-	30,723	19,839	7.29	-	29,141	19,612	7.18	-	30,784	19,878	6.50	-	26,580	17,972
	後期高齢者支援金分	2.75	-	11,422	7,375	2.73	-	11,032	7,386	2.76	-	11,468	7,405	2.31	-	9,270	6,459
	介護納付金分	2.06	-	10,561	5,174	2.12	-	10,062	4,996	2.06	-	10,577	5,182	1.81	-	9,280	4,544
尾道市	医療分	7.19	-	30,787	19,880	6.79	-	29,254	22,791	7.20	-	30,848	19,919	5.76	-	22,980	18,480
	後期高齢者支援金分	2.74	-	11,399	7,361	2.63	-	11,406	7,496	2.75	-	11,446	7,391	2.46	-	9,900	6,720
	介護納付金分	2.06	-	10,577	5,182	1.97	-	10,604	5,226	2.06	-	10,592	5,190	1.80	-	9,240	4,560
福山市	医療分	7.33	-	31,410	20,282	8.28	-	26,361	19,431	7.35	-	31,472	20,322	7.57	-	26,160	19,200
	後期高齢者支援金分	2.84	-	11,802	7,621	3.08	-	10,204	7,293	2.85	-	11,850	7,652	2.37	-	8,280	5,280
	介護納付金分	2.11	-	10,845	5,313	2.36	-	9,138	5,335	2.12	-	10,861	5,321	2.07	-	9,120	4,800
府中市	医療分	7.19	-	30,795	19,885	7.22	-	29,458	20,218	7.20	-	30,856	19,924	7.00	-	26,880	18,888
	後期高齢者支援金分	2.75	-	11,431	7,381	2.79	-	10,803	7,386	2.76	-	11,477	7,411	2.50	-	8,940	6,420
	介護納付金分	2.08	-	10,663	5,224	2.14	-	10,173	5,094	2.08	-	10,678	5,232	2.16	-	9,847	4,837
三次市	医療分	7.22	-	30,925	19,969	7.34	5.87	28,072	19,483	7.23	-	30,987	20,009	7.34	5.89	26,900	19,200
	後期高齢者支援金分	2.78	-	11,549	7,458	2.62	1.67	11,296	7,107	2.79	-	11,596	7,488	1.68	1.07	6,800	4,400
	介護納付金分	2.10	-	10,804	5,293	2.02	2.84	10,088	5,427	2.11	-	10,819	5,301	1.75	2.41	8,600	4,700
庄原市	医療分	7.13	-	30,569	19,739	6.91	-	29,225	20,161	7.15	-	30,629	19,778	6.43	-	26,200	17,400
	後期高齢者支援金分	2.73	-	11,361	7,336	2.61	-	10,947	7,552	2.74	-	11,407	7,366	2.36	-	9,500	6,300
	介護納付金分	2.05	-	10,511	5,150	2.04	-	9,996	5,143	2.05	-	10,526	5,157	1.91	-	9,800	4,800
大竹市	医療分	7.31	-	31,314	20,220	7.50	-	29,591	19,627	7.32	-	31,376	20,260	6.86	-	26,615	18,024
	後期高齢者支援金分	2.82	-	11,711	7,562	2.87	-	11,136	7,387	2.83	-	11,759	7,593	2.52	-	9,607	6,506
	介護納付金分	2.05	-	10,510	5,149	2.25	-	9,496	4,728	2.05	-	10,526	5,157	2.04	-	10,071	4,911
府中町	医療分	7.10	-	30,404	19,633	6.23	11.42	28,612	24,139	7.11	-	30,465	19,672	6.18	7.11	26,700	20,800
	後期高齢者支援金分	2.72	-	11,318	7,308	2.39	3.4	11,133	8,280	2.73	-	11,364	7,338	2.12	1.78	9,400	6,700
	介護納付金分	2.03	-	10,424	5,107	2.01	3.36	10,576	5,715	2.03	-	10,439	5,114	2.14	1.82	10,800	5,700
海田町	医療分	7.22	-	30,942	19,980	6.50	5.4	31,160	20,146	7.24	-	31,004	20,020	6.10	3.69	27,100	17,700
	後期高齢者支援金分	2.77	-	11,497	7,424	2.43	2.21	11,704	7,603	2.78	-	11,544	7,455	2.22	1.44	9,800	6,500
	介護納付金分	2.06	-	10,589	5,188	1.82	1.95	10,609	5,248	2.07	-	10,604	5,195	1.92	1.77	10,100	4,900
熊野町	医療分	7.22	-	30,914	19,962	6.52	-	31,009	21,864	7.23	-	30,975	20,001	6.70	-	30,100	22,200
	後期高齢者支援金分	2.78	-	11,536	7,449	2.43	-	11,694	8,197	2.79	-	11,584	7,480	1.99	-	9,000	6,600
	介護納付金分	2.08	-	10,674	5,230	1.86	-	10,047	6,746	2.08	-	10,690	5,237	1.85	-	10,000	6,800
坂町	医療分	7.11	-	30,483	19,684	7.78	-	27,715	19,136	7.13	-	30,543	19,723	7.33	-	27,850	22,560
	後期高齢者支援金分	2.74	-	11,382	7,350	2.93	-	10,404	7,183	2.75	-	11,429	7,380	2.36	-	8,970	7,270
	介護納付金分	2.06	-	10,584	5,186	2.24	-	9,740	4,816	2.06	-	10,600	5,193	1.91	-	9,370	4,980
江田島市	医療分	7.31	-	31,299	20,211	6.93	10.35	29,141	19,839	7.32	-	31,361	20,251	7.38	7.00	28,200	20,600
	後期高齢者支援金分	2.79	-	11,589	7,483	2.57	3.11	11,258	7,239	2.80	-	11,637	7,514	2.49	2.00	10,000	6,900
	介護納付金分	2.12	-	10,883	5,332	2.17	1	10,045	5,016	2.12	-	10,898	5,340	2.23	1.00	10,000	5,100
廿日市市	医療分	7.21	-	30,882	19,941	6.67	-	30,633	23,849	7.22	-	30,943	19,981	6.70	-	28,600	23,300
	後期高齢者支援金分	2.76	-	11,488	7,418	2.75	-	11,482	7,240	2.77	-	11,535	7,449	2.50	-	10,300	6,600
	介護納付金分	2.08	-	10,661	5,223	2.07	-	10,336	5,751	2.08	-	10,676	5,231	2.10	-	10,600	5,300
安芸太田町	医療分	7.16	-	30,664	19,800	6.99	7.9	29,047	18,688	7.17	-	30,725	19,840	6.58	7.33	26,000	17,500
	後期高齢者支援金分	2.74	-	11,375	7,345	2.60	3.79	10,680	7,288	2.75	-	11,422	7,375	2.31	3.33	9,100	6,500
	介護納付金分	2.07	-	10,622	5,204	2.21	-	10,578	5,493	2.07	-	10,637	5,212	1.66	-	8,700	4,100
北広島町	医療分	7.21	-	30,909	19,959	6.58	35.04	28,392	20,076	7.23	-	30,971	19,999	6.50	5.00	27,900	19,300
	後期高齢者支援金分	2.77	-	11,509	7,432	2.54	13.03	10,006	8,053	2.78	-	11,556	7,462	2.41	1.50	9,700	7,400
	介護納付金分	2.07	-	10,612	5,199	1.89	15.1	10,462	4,968	2.07	-	10,627	5,207	1.90	2.00	10,400	4,900
安芸高田市	医療分	7.15	-	30,653	19,793	7.29	-	28,729	18,433	7.17	-	30,714	19,833	6.40	-	27,600	17,800
	後期高齢者支援金分	2.74	-	11,393	7,357	2.76	-	10,757	6,902	2.75	-	11,440	7,387	2.30	-	9,500	6,400
	介護納付金分	2.06	-	10,590	5,188	2.20	-	9,759	4,784	2.07	-	10,605	5,196	2.00	-	9,900	4,800
東広島市	医療分	7.30	-	31,261	20,186	7.36	-	30,482	19,857	7.31	-	31,323	20,226	6.62	-	27,950	18,294
	後期高齢者支援金分	2.79	-	11,601	7,491	2.81	-	11,374	7,222	2.80	-	11,649	7,522	2.44	-	10,288	6,563
	介護納付金分	2.09	-	10,709	5,247	2.20	-	10,098	5,089	2.09	-	10,725	5,255	2.07	-	10,605	5,182
大崎上島町	医療分	7.25	-	31,071	20,063	7.00	-	30,127	19,159	7.27	-	31,132	20,103	6.70	-	26,000	17,000
	後期高齢者支援金分	2.77	-	11,517	7,437	2.45	-	11,277	7,676	2.78	-	11,564	7,467	2.50	-	10,000	7,000
	介護納付金分	2.08	-	10,673	5,229	2.00	-	10,622	5,918	2.08	-	10,689	5,237	2.10	-	11,000	6,000
世羅町	医療分	7.11	-	30,450	19,662	7.19	2.8	28,848	18,922	7.12	-	30,510	19,701	6.79	3.33	25,700	17,330
	後期高齢者支援金分	2.71	-	11,275	7,281	2.72	1.05	10,773	7,066	2.72	-	11,321	7,310	2.48	1.00	9,550	6,450
	介護納付金分	2.05	-	10,548	5,168	2.09	1.41	9,698	4,779	2.06	-	10,563	5,175	2.30	1.00	9,740	4,870
神石高原町	医療分	6.72	-	28,803	18,599	6.75	-	27,816	18,078	7.18	-	30,763	19,865	6.00	-	25,000	16,600
	後期高齢者支援金分	2.40	-	9,971	6,438	2.42	-	9,133	6,663	2.76	-	11,464	7,403	2.00	-	8,000	5,400
	介護納付金分	1.98	-	10,162	4,979	1.86	-	9,007	5,746	2.09	-	10,706	5,245	1.90	-	9,200	4,700

令和5年度国保事業費納付金一覧

資料1 別紙-③

(単位:円)

区分 財源	事業費納付金(医療分)											医療分合計 ①
	保険料		公費等(保険料以外)					激変緩和調整部分				
市町	納付金基礎額 (一般)	退職被保険者 等分	地方単独事業 の減額調整分	保険者支援 制度	算定可能な特 別調整交付金	財政安定化 支援事業	延滞金	R3納付金年度 間調整額	暫定措置 追加激変緩和 による繰入分	県繰入金の 一部を活用		
広島市	16,736,563.625	307,000	551,138,256	1,260,202,738	91,377,000	288,999,000	127,759,904	△ 65,138,668	△ 31,732,030	0	18,959,476.825	
呉市	2,815,313.275	35,334	69,612,349	252,935,076	142,402,000	322,707,000	7,642,930	52,050,709	△ 5,433,504	0	3,657,265.169	
竹原市	366,081.264	15,000	11,942,615	34,126,124	36,592,000	49,852,000	2,386,398	2,239,459	△ 706,512	0	502,528.348	
三原市	1,394,381.145	29,000	24,375,711	114,677,856	104,132,000	104,450,000	7,835,393	△ 7,888,102	△ 2,650,723	0	1,739,342.280	
尾道市	2,105,722.383	223,471	40,252,165	156,936,079	53,649,000	204,924,000	12,434,930	△ 7,094,401	△ 4,048,835	0	2,562,998.792	
福山市	6,649,323.387	1,319,567	113,893,817	585,541,308	81,749,000	516,765,000	30,925,080	△ 26,038,531	△ 12,482,200	0	7,940,996.428	
府中市	546,110,231	520,850	9,935,120	47,135,030	12,111,000	58,124,000	4,975,290	18,744,517	△ 1,055,462	0	696,600,576	
三次市	768,444,233	0	20,593,606	66,444,735	58,222,000	45,336,000	216,887	48,776,133	△ 1,499,359	0	1,006,534,235	
庄原市	519,097,795	36,843	12,395,696	41,196,902	26,001,000	40,402,000	2,122,216	5,244,155	△ 994,455	0	645,501,342	
大竹市	428,848,157	0	13,455,658	33,645,410	32,733,000	21,995,000	1,659,410	△ 6,960,884	△ 829,171	0	524,546,580	
府中町	708,733,203	3,506	13,546,826	52,176,785	4,552,000	12,646,000	1,763,900	4,143,384	△ 1,354,376	0	796,211,228	
海田町	383,721,562	24,600	8,665,864	29,272,558	0	9,011,000	2,422,850	△ 1,943,569	△ 734,814	0	430,440,051	
熊野町	334,945,233	0	6,051,687	29,526,980	0	8,685,000	1,082,995	△ 1,541,207	△ 640,141	0	378,110,547	
坂町	179,847,827	24,000	3,445,371	16,057,246	12,848,000	18,867,000	0	11,984,730	△ 342,431	0	242,731,743	
江田島市	424,102,825	3,000	12,343,068	39,984,456	30,628,000	47,169,000	108,770	7,447,239	△ 818,226	0	560,968,132	
廿日市市	1,883,571,743	160,000	31,728,860	145,817,319	0	40,805,000	19,502,376	△ 12,191,599	△ 3,621,174	0	2,105,772,525	
安芸太田町	100,794,578	0	2,136,550	8,694,707	7,031,000	11,283,000	70,087	59,877	△ 194,341	0	129,875,458	
北広島町	290,333,426	585,440	4,685,390	23,609,552	4,312,000	13,970,000	2,028,348	△ 732,604	△ 556,967	0	338,234,585	
安芸高田市	422,318,006	130,000	8,436,856	35,777,847	15,960,000	31,145,000	1,280,615	△ 3,356,837	△ 818,524	0	510,872,963	
東広島市	2,550,664,872	519,789	61,029,236	203,282,106	50,756,000	124,282,000	20,673,187	38,627,856	△ 4,866,276	0	3,044,968,770	
大崎上島町	116,113,450	0	3,160,728	9,735,754	0	13,011,000	192,670	1,047,929	△ 223,207	0	143,038,324	
世羅町	258,897,293	8,000	3,709,541	20,350,551	20,228,000	7,483,000	317,695	1,947,702	△ 504,774	0	312,437,008	
神石高原町	148,635,104	0	1,247,016	11,430,443	65,000	10,168,000	108,200	△ 473,934	△ 271,195	△ 9,024,900	161,883,734	
都道府県計	40,132,564,617	3,945,400	1,027,781,986	3,218,556,752	785,348,000	2,002,079,000	247,510,131	58,953,354	△ 76,378,697	△ 9,024,900	47,391,335,643	

【参考】 R4年度納付金と の差額 (R5-R4)
856,579,598
108,895,182
△ 8,529,416
△ 18,555,409
94,540,425
354,767,334
47,911,260
126,024,195
△ 1,341,202
524,546,580
26,445,460
24,393,244
5,648,934
36,955,480
△ 17,771,370
58,912,202
△ 2,083,497
551,002
△ 10,544,955
199,644,440
2,087,526
△ 9,390,817
8,000,955
1,908,993,772

区分 財源	事業費納付金(後期高齢者支援金分)						事業費納付金(介護納付金分)						市町ごとの 納付金 ①+②+③
	保険料		公費等(保険料以外)				保険料		公費等(保険料以外)				
市町	納付金基礎額 (一般)	退職被保険者 等分	保険者支援 制度	R3納付金年度 間調整額	暫定措置 追加激変緩和 による繰入分	後期分合計 ②	納付金基礎額 (一般・退職)	保険者支援 制度	R3納付金年度 間調整額	暫定措置 追加激変緩和 による繰入分	県繰入金の 一部を活用	介護分合計 ③	
広島市	6,205,798,424	104,000	469,516,616	32,342,569	△ 24,227,522	6,683,534,087	1,818,253,972	125,240,963	△ 9,666,478	△ 2,496,099	0	1,931,332,358	
呉市	1,049,977,127	1,000	91,632,520	△ 5,503,154	△ 4,165,551	1,131,941,942	287,702,967	24,947,487	△ 911,788	△ 399,841	0	311,338,825	
竹原市	137,012,276	12,000	12,577,344	△ 223,995	△ 544,525	148,833,100	36,788,681	3,448,556	△ 457,159	△ 52,118	0	39,727,960	
三原市	521,585,148	11,000	40,370,384	△ 498,910	△ 2,044,780	559,422,842	130,592,702	9,879,316	△ 686,059	△ 178,341	0	139,607,618	
尾道市	784,783,865	15,000	64,491,012	2,492,712	△ 3,099,401	848,683,188	227,072,503	16,179,928	△ 1,449,561	△ 313,458	0	241,489,412	
福山市	2,473,132,819	26,000	180,294,399	△ 2,103,118	△ 9,676,921	2,641,673,179	707,000,659	56,750,465	△ 3,164,658	△ 957,637	0	759,628,829	
府中市	203,900,266	24,000	16,188,824	△ 490,705	△ 811,445	218,810,940	55,878,530	4,570,415	△ 678,457	△ 78,145	0	59,692,343	
三次市	286,760,150	0	15,841,655	2,409,671	△ 1,159,124	303,852,352	78,568,527	5,492,252	△ 58,139	△ 111,917	0	83,890,723	
庄原市	194,182,108	7,000	14,957,540	1,237,213	△ 766,916	209,616,945	47,460,451	3,653,103	△ 483,449	△ 65,332	0	50,564,773	
大竹市	160,165,911	0	12,155,322	236,992	△ 642,466	171,915,759	41,029,268	3,184,880	△ 439,530	△ 55,642	0	43,718,976	
府中町	263,620,696	0	17,648,319	△ 78,857	△ 1,040,268	280,149,890	83,370,790	6,322,038	183,641	△ 114,140	0	89,762,329	
海田町	142,657,577	6,000	10,560,220	910,369	△ 563,098	153,571,068	37,803,299	2,987,475	△ 409,717	△ 51,770	0	40,329,287	
熊野町	125,112,436	0	8,805,798	△ 104,298	△ 494,993	133,318,943	34,550,559	2,578,893	60,583	△ 47,648	0	37,142,387	
坂町	67,101,450	8,000	5,159,350	△ 310,828	△ 264,638	71,693,334	18,534,248	1,412,833	△ 97,975	△ 25,606	0	19,823,500	
江田島市	158,067,369	1,000	13,612,128	△ 285,355	△ 626,392	170,768,750	43,844,487	3,811,012	△ 18,503	△ 61,462	0	47,575,534	
廿日市市	707,653,962	44,000	50,997,104	4,677,408	△ 2,807,505	760,564,969	186,205,453	13,944,392	△ 232,592	△ 258,244	0	199,659,009	
安芸太田町	37,700,196	0	3,081,683	△ 105,889	△ 149,581	40,526,409	9,228,148	621,800	12,142	△ 12,880	0	9,849,210	
北広島町	108,422,882	16,000	8,503,899	1,490,806	△ 429,611	118,003,976	29,841,723	2,202,594	△ 114,205	△ 41,072	0	31,889,040	
安芸高田市	157,895,713	32,000	12,594,315	209,150	△ 630,979	170,100,199	38,698,052	3,271,602	185,817	△ 54,148	0	42,101,323	
東広島市	948,651,233	82,000	73,786,798	△ 1,471,400	△ 3,725,810	1,017,322,821	242,397,331	18,578,785	△ 2,090,019	△ 331,067	0	258,555,030	
大崎上島町	43,359,952	0	3,705,009	△ 283,605	△ 171,392	46,609,964	12,235,449	1,009,799	△ 124,349	△ 16,884	0	13,104,015	
世羅町	96,899,877	7,000	7,438,565	74,463	△ 388,075	104,031,830	23,682,464	1,990,831	△ 57,244	△ 33,424	0	25,582,627	
神石高原町	55,485,641	0	3,728,985	91,308	△ 194,408	52,184,354	14,144,665	1,119,981	14,899	△ 19,027	△ 682,480	14,578,038	
都道府県計	14,929,927,078	396,000	1,137,647,789	34,712,547	△ 58,625,401	16,037,130,841	4,204,884,928	313,199,400	△ 20,682,800	△ 5,775,902	△ 682,480	4,490,943,146	

市町ごとの 納付金 ①+②+③
27,574,343,270
5,100,545,936
691,089,408
2,438,372,740
3,653,171,392
11,342,298,436
975,103,859
1,394,277,310
905,683,060
740,181,315
1,166,123,447
624,340,406
548,571,877
334,248,577
779,312,416
3,065,996,503
180,251,077
488,127,601
723,074,485
4,320,846,621
202,752,303
442,051,465
228,646,126
67,919,409,630

## 令和5年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算（案）について

R5.2 広島県健康福祉局国民健康保険課

## ○歳出

(単位：千円)

内 容		R4 当初	R5 当初 (案)	差引額	
国民健康保険運営費	普通交付金	市町に対し療養の給付等に要する費用や出産育児一時金等の給付費を負担	182,023,700	179,311,932	▲2,711,768
	特別交付金	市町の事業実施や財政事情に応じて交付	5,195,160	5,309,319	114,159
	後期高齢者支援金等	後期高齢者医療に係る費用の一部を社会保険診療報酬支払基金に対して拠出	30,486,228	32,992,895	2,506,667
	前期高齢者納付金等	医療保険者間の前期高齢者偏在による負担の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金に対して拠出	64,906	53,853	▲11,053
	介護納付金	介護給付費・地域支援事業支援納付金を社会保険診療報酬支払基金に拠出	11,232,932	10,982,304	▲250,628
	病床転換支援金等	病床転換支援金等を社会保険診療報酬支払基金に拠出	1,051	102	▲949
	特別高額医療費共同事業事業費拠出金等	高額な医療費に係る財政負担を緩和し、保険料平準化を図るため、国保中央会に拠出	371,484	430,029	58,545
保健事業費	共同保険者として県が保健事業を実施	200,000	175,000	▲25,000	
基金積立金	国から交付される補助金等を基金に積立	365	104	▲261	
諸支出金	国や支払基金からの公費の精算に伴う償還金	9,495	39,972	30,477	
総務費	運営協議会経費、国保連合会負担金など	12,463	11,373	▲1,090	
予備費	保険給付費の上振れ等による予算不足に備え、予備費を計上	0	553,100	553,100	
合 計		229,597,784	229,859,983	262,199	

## ○歳入

内 容		R4 当初	R5 当初 (案)	差引額
分担金・負担金	市町から保険料など必要な財源を納付	65,535,677	67,919,409	2,383,732
国庫支出金	保険給付費等に係る国の定率負担金など	62,045,931	62,437,832	391,901
療養給付費等交付金	退職者医療制度に係る医療保険者間の負担調整のための交付金	305	0	▲305
前期高齢者交付金	医療保険者間の前期高齢者偏在による負担調整のための交付金	85,570,618	81,665,750	▲3,904,868
共同事業交付金	高額な医療費に関する財政負担調整のための交付金	371,252	429,796	58,544
財産収入	財政安定化基金運用益	365	104	▲261
繰入金	保険給付費等に係る県の定率負担金など	14,098,493	14,920,296	821,803
前年度繰越金	前年度決算剰余金	1,975,143	2,486,796	511,653
合 計		229,597,784	229,859,983	262,199

## 次期広島県国民健康保険運営方針の策定について（案）

## 1 趣旨

国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法第 82 条の 2 の規定に基づき、平成 29 年 12 月に県が策定（令和 3 年 3 月に中間見直し）した現行の広島県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）の対象期間が、次年度末までであることから、令和 5 年度中に次期運営方針の策定を行う。

## 《次期運営方針の対象期間》

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間

## 2 策定期間

令和 6 年 3 月（予定）

## 3 検討体制



## 4 策定に向けた協議項目の整理

- 令和 5 年 1 月 27 日 連携会議において、『保険料率の完全統一に向けた方向性等【収納率の市町間の均一化に係る検証等】』について協議（別紙参照）
- 同 2～3 月 市町意見照会【協議項目の抽出等】（各市町へ照会中）
- 同 3～4 月 連携会議にて令和 5 年度協議項目の確認等

## 5 策定の進め方（予定）

時期	2～4	5～7	8～12	R6.1～3
検討内容等	協議項目抽出・確認等 ※2	取組評価・骨子案策定	素案検討・協議	最終案協議
連携会議※1 運営協議会	連携会議① 運営協議会①	連携会議② 運営協議会② （諮問）	連携会議③	連携会議④ 運営協議会③ （答申）

※ 1 連携会議は、上記の他、議題の検討状況等に応じて随時開催する。

※ 2 協議項目については、国において改定作業が行われている運営方針策定要領も踏まえた上で検討し、連携会議①等において協議等を行う。

## 次期国民健康保険運営方針の策定に向けた検討事項について（案）

## ◀ 収納率の市町間の均一化 及び 保険料の完全統一に係る検証 ▶

R5. 1. 27 連携会議

## 1 趣旨

現行の広島県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）の対象期間は、令和5年度までであることから、今後、次期運営方針の策定作業を進めていくこととしている。

本県では、現行の運営方針において、被保険者の負担の公平性を確保するために、完全な統一保険料率の実現を目指しつつ、令和5年度までの激変緩和措置期間終了後に、統一保険料率をベースに市町毎の収納率を反映した、準統一の保険料率の実現を図ることとしている。

このため、令和6年度からの準統一の保険料率の実現に向けた取組を着実に進めるとともに、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」において、保険料水準の統一に向けた議論等について、その取組を推進する観点から、運営方針に記載して進める旨位置付けられたこと等を踏まえ、次期運営方針において重要事項である完全な統一保険料率に係る方向性について、他の事項に先行して、検討作業を進めていくこととする。

## 2 保険料の完全統一について

- 現行の運営方針においては、医療費水準の市町間格差は反映しないとする一方で、収納率は市町毎のものを反映して算定する「準統一」の保険料率を、激変緩和措置期間終了後に実現することとしている。
- 収納率の市町間格差も反映しない「完全な統一保険料率」の実現を目指し、高い水準での「収納率の市町間の均一化」を図ることとしていることから、現状について評価を実施することで、最終目標である保険料の完全統一の早期実現に向けた検討を行う。

**【参考：現行の運営方針の保険料水準統一に係る事項】**

- 基本的な考え方  
社会保険制度の基本原則を踏まえ、被保険者の負担の公平性を優先的に確保するために、保険料水準の統一を目指す。
- 市町間格差
  - ・ 医療費水準・・・市町間格差は反映しない。（容認できないほどの格差ではないと判断）
  - ・ 収 納 率・・・市町間格差を反映する。（保険者としての負担の公平性に配慮）
- 保険料統一の在り方  
激変緩和措置期間（6年間）終了後に、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現を図る。  
**⇒ 収納率が市町間で均一化したと見なされる段階で、完全な統一保険料率とすることを目指す。**

### 3 収納率の市町間の均一化に係る検証

激変緩和期間終了後に準統一の保険料率の実現を図る方針を決定した当時の収納率状況と、最新実績である令和3年度の収納率状況との比較など、次の3つの視点で、収納率の市町間格差に係る検証を行った。

- (1) 経年比較
- (2) 保険者規模を踏まえた全国水準との比較
- (3) 完全な統一保険料率への移行に伴う影響額比較

#### (1) 経年比較（参考別紙1）

- 現行の運営方針における「準統一」の保険料率実現の方針を決定した平成28年度前半には、当時の最新実績であった平成24～26年度の3か年平均の収納率等を踏まえて検討を行っている。
- 平成24～26年度の3か年平均と最新実績である令和3年度の収納率を比較すると、県全体では3.92ポイント向上し、また、収納率が最も高い市町と低い市町の収納率差は、未だ約6.82ポイントの格差は存在するものの、その差は約4ポイント縮小している。
- また、準統一の方針決定時において、相対的に低収納率であった市町は、この数年間で約1～6%の上昇が見られ、市町間格差の縮小及び県全体の収納率の底上げが図られている。

区分	H24～26 平均収納率	⇒	R3 収納率
収納率 最高市町	97.89%	+1.30p	99.19%
収納率 最低市町	87.08%	+5.29p	92.37%
数値差	10.81p	-3.99p	6.82p
収納率 全县	90.38%	+3.92p	94.30%

#### (2) 全国水準等を踏まえた比較（参考別紙2）

- 収納率の全国水準値としては、国が保険者努力支援制度の評価指標として示している基準収納率があるが、当該基準値については、毎年度国において、被保険者数に応じた保険者規模別に定められている。
- 現行の運営方針において、収納率目標は、令和3年度保険者努力支援制度の評価指標として設定されている平成30年度の保険者規模別の全自治体上位3割に当たる収納率（現年分）を準用することとしており、各市町の令和3年度収納率を指数化すると、半数程度の市町で目標を達成し、県全体でも0.999と概ね目標水準を達成しており、また、その市町間格差は1.074倍となっている。
- 市町間の収納率差については、当該基準収納率の「被保険者数10万人以上」と「同3千人未満、ただし、平成30年度までは同1万人未満」の収納率差は概ね5ポイントで推移しているが、前述のとおり、本県における収納率が最も高い市町と低い市町の収納率差は、県全体で6ポイント程度まで縮小している。
- なお、既に保険料率を完全統一している大阪府、並びに令和6年度までの完全統一を目指すこととされている奈良県及び沖縄県における収納率（令和2年度）の状況は次表のとおりであり、収納率が最も高い市町と低い市町の収納率差は本県の数値より大きい状況である。

区分 (完全統一時期)	大阪府 (H30)	奈良県 (R 6)	沖縄県 (R 6)
収納率 最高市町	99.24%	100.00%	100.00%
収納率 最低市町	90.93%	91.74%	92.49%
数値差	8.31p	8.26p	7.51p
収納率 全県(府)	92.93%	94.80%	94.64%

### (3) 完全統一移行による保険料等への影響比較(参考別紙3)

- 完全な統一保険料率へ移行する場合、収納率等の状況によって、各市町の保険料に影響が生じることとなる。
- 完全統一以降の影響額について、準統一の方針決定時の参考収納率(平成24～26年度平均)と、直近の収納率(令和元～3年度平均)とで試算し、モデル世帯の保険料で比較すると次のとおりとなる。
- 直近の収納率で試算した影響額は、準統一の方針決定当時の収納率による試算と比較して、現在の影響見込額は半減以下となっており、保険料の完全統一移行による被保険者の負担も減少していると考えられる。

※モデル世帯・夫婦2人世帯、世帯主(40歳、給与収入約360万円、基礎控除後所得200万円)、配偶者(40歳、所得なし)

区分	H24～26 平均収納率	R 3 収納率
完全統一移行の影響が <b>最大</b> となる市町	+22,100 円	+9,700 円
完全統一移行の影響が <b>最小</b> となる市町	▲13,500 円	▲4,300 円
最大最小差額	35,600 円	14,000 円

#### ◀ 収納率の市町間の均一化 及び 保険料の完全統一に係る検証 ▶

- 収納率について、相対的に低位であった市町の収納率向上や、保険者規模に応じた全国水準等を考慮した収納率状況を踏まえれば、一定程度、市町間の均一化は図られつつあり、収納率の市町間格差についても、医療費水準と同様、被保険者の負担の公平化の観点から容認できないほどの格差ではなく、また、準統一の保険料率の実現後においては、完全統一への移行による影響も、当時と比較して低減していることを踏まえ、移行の条件は整ったものと考えられる。
- 一方で、増加傾向にある保険料収納必要額の状況や、保険料水準の準統一に向けた市町自己財源の拠出に係る検討状況、更には、完全統一移行に伴う保険料への影響見込額は縮小傾向にあるものの、保険料が増額となる被保険者への影響等についても考慮していく必要がある。
- 以上のことから、今後、連携会議において、令和6年度を目標とする準統一に向けた状況等を踏まえた上で、保険料の完全統一に向けて、具体的な統一時期なども含め、議論を進めていくこととしてはどうか。

なお、完全統一時期に向けては、引き続き徴収対策の強化に取り組み、市町間の収納率について更なる均一化を図ることとする。

## 収納率の経年比較(準統一決定時の参考収納率と最新の収納率実績)

R5.1.27 連携会議

区分	準統一決定時 (H28前半) 参考収納率		上昇値	最新収納率状況	
	H24~26平均			R3	
	収納率	順位		収納率	順位
広島市	87.08%	23	6.47%	93.55%	22
呉市	93.74%	14	2.66%	96.40%	12
竹原市	93.39%	18	3.42%	96.81%	8
三原市	94.62%	10	0.32%	94.94%	18
尾道市	93.62%	16	2.82%	96.44%	11
福山市	90.19%	22	2.18%	92.37%	23
府中市	93.57%	17	3.27%	96.85%	6
三次市	95.15%	7	1.90%	97.05%	3
庄原市	96.17%	5	0.28%	96.45%	10
大竹市	94.77%	9	0.50%	95.27%	17
府中町	92.63%	20	4.20%	96.83%	7
海田町	93.73%	15	1.03%	94.76%	19
熊野町	94.85%	8	0.93%	95.78%	15
坂町	92.73%	19	3.85%	96.58%	9
江田島市	94.20%	12	0.43%	94.63%	20
廿日市市	94.02%	13	1.86%	95.87%	14
安芸太田町	96.33%	3	0.60%	96.93%	5
北広島町	94.23%	11	1.54%	95.77%	16
安芸高田市	96.08%	6	0.87%	96.95%	4
東広島市	91.61%	21	2.35%	93.96%	21
大崎上島町	96.30%	4	-0.02%	96.28%	13
世羅町	97.05%	2	2.14%	99.19%	1
神石高原町	97.89%	1	-0.29%	97.60%	2
全県(市町計)	90.38%		3.92%	94.30%	
最高市町	97.89%		1.30p	99.19%	
最低市町	87.08%		5.29p	92.37%	
市町間格差	10.81p		-3.99p	6.82p	

## 収納率の全国水準等との比較

R5.1.27 連携会議

### ○ 保険者努力支援制度における収納率評価指標等

保険者規模（被保険者数）	現運営方針における目標値※	R4 評価指標 (調査年度 R3)	
		上位3割	上位5割
10万人以上	93.58%	94.38%	92.83%
		94.08%	92.90%
5万人以上10万人未満	92.88%	95.82%	94.95%
		96.98%	96.08%
1万人以上5万人未満	95.21%	98.81%	97.73%
3千人以上1万人未満	96.40%		
3千人未満	98.43%		

数値差 4.43p

数値差 4.90p

※ 令和3年度保険者努力支援制度の評価指標として設定されている平成30年度の保険者規模別の全自治体上位3割に当たる収納率（現年分）を目標率として設定

### ○ 保険者規模及び全国状況を踏まえた県内市町の収納率状況

- 上記目標値及び保険者努力支援制度収納率評価指標における保険者規模別の基準収納率に基づき、各市町の令和3年度収納率を指数化すると、次のとおりとなる。  
(収納率指数 $\geq$ 1の場合は、当該市町が属する保険者規模の目標値や基準収納率より高いことを意味する。)

#### 【R3 収納率で見た収納率指数】

市町	広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市	庄原市	大竹市	府中町	海田町	熊野町	坂町	江田島市	廿日市市	安芸太田町	北広島町	安芸高田市	東広島市	大崎上島町	世羅町	神石高原町	格差	
R3 収納率	93.55%	96.40%	96.81%	94.94%	96.44%	92.37%	96.85%	96.97%	96.45%	95.27%	96.83%	94.76%	95.74%	96.58%	94.63%	95.87%	96.93%	95.77%	96.95%	93.96%	96.28%	99.19%	97.57%	1.074	
収納率指数	運営方針目標値	1.000	1.012	1.004	0.997	1.013	0.994	1.005	1.019	1.000	0.988	1.004	0.983	0.993	0.981	0.982	1.007	0.985	0.993	1.006	0.987	0.978	1.029	0.991	1.052
	R4 指標 (上位3割)	0.991	1.006	0.998	0.991	1.006	0.982	0.999	1.012	0.994	0.982	0.998	0.977	0.987	0.977	0.976	1.001	0.981	0.988	1.000	0.981	0.974	1.023	0.987	1.050
	R4 指標 (上位5割)	1.008	1.015	1.008	1.000	1.016	0.994	1.008	1.021	1.004	0.992	1.008	0.986	0.996	0.988	0.985	1.010	0.992	0.997	1.009	0.990	0.985	1.032	0.998	1.048

・ 現行の運営方針における目標値を本県に適用した場合の全県収納率(令和3年度調定額ベース) ⇒ **94.31%** (A)  
 ・ 令和3年度の全県収納率(実績) ⇒ **94.30%** (B)  
 (B) / (A) = **0.999**

完全な統一保険料率への移行に伴う各市町の保険料影響額試算

※モデル世帯・・・夫婦2人世帯，世帯主(40歳,給与収入約360万円，基礎控除後所得200万円)，配偶者(40歳,所得なし)

(単位:円)

市町	準統一方針決定時(平成28年度)の 参考収納率(平成24~26年度平均)で試算				直近の収納率 (令和元年度~3年度平均)で試算			
	準統一 (激変緩和前)	完全統一	影響額 (年額)	影響額(月額) ※年8回納付	準統一 (激変緩和前)	完全統一	影響額 (年額)	影響額(月額) ※年8回納付
広島市	412,100	398,600	▲ 13,500	▲ 1,688	386,200	383,800	▲ 2,400	▲ 300
呉市	389,100	398,600	9,500	1,188	379,700	383,800	4,100	513
竹原市	392,000	398,600	6,600	825	381,700	383,800	2,100	263
三原市	380,000	398,600	18,600	2,325	378,000	383,800	5,800	725
尾道市	387,800	398,600	10,800	1,350	378,500	383,800	5,300	663
福山市	394,700	398,600	3,900	488	388,100	383,800	▲ 4,300	▲ 538
府中市	390,800	398,600	7,800	975	379,400	383,800	4,400	550
三次市	389,300	398,600	9,300	1,163	382,200	383,800	1,600	200
庄原市	376,500	398,600	22,100	2,763	376,200	383,800	7,600	950
大竹市	384,600	398,600	14,000	1,750	384,300	383,800	▲ 500	▲ 63
府中町	390,000	398,600	8,600	1,075	374,100	383,800	9,700	1,213
海田町	386,000	398,600	12,600	1,575	380,700	383,800	3,100	388
熊野町	381,500	398,600	17,100	2,138	381,200	383,800	2,600	325
坂町	389,200	398,600	9,400	1,175	376,200	383,800	7,600	950
江田島市	387,600	398,600	11,000	1,375	385,700	383,800	▲ 1,900	▲ 238
廿日市市	386,700	398,600	11,900	1,488	380,400	383,800	3,400	425
安芸太田町	378,800	398,600	19,800	2,475	377,800	383,800	6,000	750
北広島町	384,800	398,600	13,800	1,725	380,600	383,800	3,200	400
安芸高田市	381,800	398,600	16,800	2,100	377,800	383,800	6,000	750
東広島市	393,400	398,600	5,200	650	384,400	383,800	▲ 600	▲ 75
大崎上島町	377,000	398,600	21,600	2,700	382,200	383,800	1,600	200
世羅町	380,100	398,600	18,500	2,313	375,000	383,800	8,800	1,100
神石高原町	376,500	398,600	22,100	2,763	379,000	383,800	4,800	600

影響額が最大となる市町	22,100	2,763	9,700	1,213
影響額が最小となる市町	▲ 13,500	▲ 1,688	▲ 4,300	▲ 538
差額	35,600	4,451	14,000	1,751

## 広島県国民健康保険運営協議会における審議事項

平成 30 年 4 月 1 日施行後の国民健康保険法（以下「平成 30 年施行後国保法」という。）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの）に限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### 都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項

（平成 30 年施行後国保法第 82 条の 2 第 1 項）

平成 30 年度からは、県が財政運営の責任主体となるほか、市町においても、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。

そのため、県が定める国保運営方針は、県・市町が保険者として目指す方向性について認識を共有することができるよう主に次の内容を記載することとなっており、関係者の意見を踏まえて策定するとともに、策定後も定期的な検証・見直し・改善をしていくこととなっている。

- ・ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ・ 市町における保険料の標準的な算定方法に関する事項
- ・ 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- ・ 市町における保険給付の適正な実施に関する事項
- ・ 医療費の適正化に関する事項
- ・ 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- ・ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策と連携に関する事項

## 国民健康保険事業費納付金の徴収

### (平成 30 年施行後国保法第 75 条の 7 第 1 項)

県から市町へ交付する費用などに充てるため、年度ごとに、市町から県に支払う「国民健康保険事業費納付金」を徴収することとなるため、その金額を定める必要がある。

そのため、市町間の医療費水準や所得水準を調整し、市町ごとの納付金を配分するとともに、納付金を納めるために必要な標準保険料率を県は示すこととなる。

これらの金額や数値を審議する。

## 平成 30 年施行後国保法の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務

県単位化に伴って施行された改正法で新設された次の規定などを中心に運営協議会において審議していただく。

- ・ 都道府県の特別会計への繰入れ（第 72 条の 2）
- ・ 国民健康保険保険給付費等交付金（第 75 条の 2）
- ・ 財政安定化基金（第 81 条の 2）
- ・ 標準保険料率（第 82 条の 3）

## 広島県国民健康保険運営協議会条例（平成三十年三月二十日条例第三号）

（趣旨）

**第一条** この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十一条第一項の規定に基づき設置された広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

**第二条** 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法第四十条第一項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 二人

2 委員は、知事が任命する。

（庶務）

**第三条** 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

（雑則）

**第四条** この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め

(趣旨)

**第一条** この取り決めは、広島県国民健康保険運営協議会条例（平成三十年広島県条例第三号）第四条の規定に基づき、広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

**第二条** 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議及び議事)

**第三条** 協議会の会議（以下「会議」という。）について、会長が知事から諮問があったとき又は必要と認めたときは、これを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第四条** この取り決めに定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この取り決めは、平成三十年十月十七日から施行する。

(経過措置)

2 この取り決めの施行後最初の協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(準備行為)

3 この取り決めに施行するために必要な準備行為は、この取り決めの施行の前日においても行うことができる。